


三木市記者発表資料 (令和4年4月27日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
産業振興部 商工振興課	課長 小山智史 (内線 2230)	中小企業振興係	0794-82-2000 (内線 2234)

タイトル
<b>コロナ対策融資の条件変更を行った事業者を支援 ～中小企業等条件変更信用保証料補給金～</b>
内容
<p>新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、事業活動に影響を受けている市内中小企業者等に対して、新型コロナウイルス感染症対策として受けた融資の条件変更に係る信用保証料相当額を補給します。</p> <p><b>1 交付対象者</b> 次に挙げる要件のほか、一定の要件を満たす中小企業者等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 市内に主たる店舗・事業所を有する個人事業主及び法人</li><li>(2) 新型コロナウイルス感染症対策として、兵庫県中小企業融資制度を利用して金融機関から受けた融資について、返済額の軽減を目的とした条件変更を行っている</li></ul> <p><b>2 補給金の額</b> 条件変更に必要な信用保証料相当額 (上限 50 万円)</p> <p><b>3 補給金の申請方法</b> 補給金交付申請書に必要な書類を添付し、郵便で市商工振興課へ提出 (郵便物の追跡ができる簡易書留やレターパックプラスでの提出を推奨)</p> <p><b>4 申請受付期限</b> 令和5年2月28日 (火)</p> <div style="text-align: right;"> ▲ホームページは こちら</div>
セールスポイント
新型コロナウイルスの影響対策として行う三木市独自の事業者支援策です。融資の条件変更について金融機関へ相談する際に必要となる書類の作成や、その後の経営改善への取り組みについても、市中小企業サポートセンターで支援を受けていただくことが可能です。